

会員各位

一般社団法人白井工業団地協議会

代表理事 駒村 武夫

## 「秋の工業団地内一斉清掃」の実施について

秋涼の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

当協議会では、工業団地内が清掃の行き届いた環境の良い工業団地とするため、「秋の工業団地内清掃日」を設け、各社・白井市の協力を得て一斉清掃を実施しますので、ご協力をお願いします。

今後も当協議会の活動につきましては、ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

### 記

#### ◎ 【可燃ごみ・不燃ごみ・キケン物等】について

※「報告書」提出期限：11月7日（木）午後3時まで

【可燃ごみ・不燃ごみ・キケン物等】は、前回と同様、自社の前ではなく、別途回収場所（地図①～⑯）を設置しますので、下記の期間に各事業所の周辺の清掃を実施し、指定の回収場所へ置いてください。（別途地図参照）

**\* 今回、「土砂（土のう）」の回収はありませんので、ご注意ください。**

- 1・一斉清掃日**
  - ・ 11月5日（火）～11月7日（木）
  - \* 清掃のやり方・日時等は各社・事業所で決めて実施してください。
- 2・清掃区域**
  - ・ 各事業所の周辺道路
- 3・清掃物**
  - ・ 道路及びその周辺に投げ捨てられているごみ・草
  - \* 家庭内からのごみは、絶対に出さないください。
  - ・ 草はリサイクルを行いますので、他のごみや土は絶対に混ぜないでください。
  - \* ビニールや土、枝など草以外のものが混ざっていることが見受けられます。分別のご協力をお願いします。
- 4・回収日**
  - ・ 11月11日（月）から随時回収
- 5・回収場所**
  - ・ 別紙地図①～⑯のいずれかの回収場所に出してください。
  - \* 11月11日（月）午前8時までに置いてください。
- 6・報告期限**
  - ・ 11月7日（木） 午後3時まで
  - 別紙「報告書」に必要事項を記入のうえ、FAXまたはメールで報告ください。

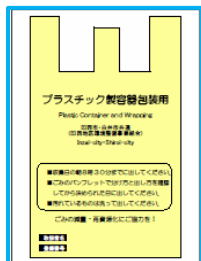
## 7・回収袋の利用区分

下記、①～④をご参照ください。必要な方には協議会事務局でお渡しいたします。

- \* 数に限りがありますので、ご希望の枚数をお渡し出来ない場合があります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### ① 「草のみ」をいれてください。

- ・ 使用するごみ袋 ～ 市販の白井市指定・プラスチック製容器包装用（黄色） ～

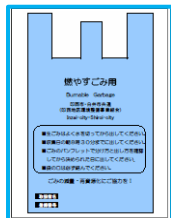


※ 今回の「工業団地内一斉清掃」に限り使用

- ・ 草以外のものを入れないよう、お願いします。
- ・ 草は市職員がリサイクル施設への搬入を行いますので、他のごみや土・土砂・枝・木など絶対に混ぜないようお願いいたします。
- ・ 草を袋に入れる際、土を払い袋に土が入らないように気をつけてください。

### ② 「可燃ごみ」をいれてください。

- ・ 使用するごみ袋 ～ 市販の白井市指定・燃やすごみ用（青色） ～



※ または「ゴミゼロ運動 まちピカ大作戦 可燃物 白井市」と明記の袋

- ・ 紙くず、ペットボトル、ポイ捨てされているごみ等
- ・ 草が混ざらないよう、お願いします。
- ・ 家庭内、敷地内のごみは絶対に出さないようお願いします。

### ③ 「不燃ごみ」をいれてください。

- ・ 使用するごみ袋 ～ 市販の白井市指定・燃やさないごみ用（透明） ～



※ または「ゴミゼロ運動 まちピカ大作戦 不燃物 白井市」と明記の袋

- ・ カン及びビン（分別は不要です。）
- ・ ゴミ集積所の「資源物回収袋（ビン・カン）」は使用しないでください。

### ④ 「キケン物」をいれてください。

- ・ 使用するごみ袋 ～ 麻袋（無地・白色） ～

- ・ 割れたビン等

※ 上記の他、お手元にある透明の袋（約45Lくらいの大きさ）も、ご使用できます。

## ・～・ お願い ・～・

- 袋が破れ、中身が出ないように、余裕を持って入れてください。
- 指定のゴミ袋、または、透明な袋をご使用になり、ひと1人が持てる重さでお願いします。
- 人や自転車、車の通行に支障がないよう置いてください。
- 交通事故に十分ご注意ください。

※ 今回、枝の回収はしませんので出さないよう、お願いします。

## 【留意事項】 ～可燃・不燃・キケン物等～

※ 必ず事前にお読みください。

### ● 回収不能なもの

- ・ 枝
- ・ ひと1人が持てない重さ、または巨大な袋に入れて出されているもの
- ・ 報告期限を過ぎたもの (11月7日(木) 午後3時まで)
- ・ 排出時間が遅れたもの (11月11日(月) 午前8時まで)
- ・ 指定の回収場所以外に出されたもの (別途地図①～⑯以外の場所)
- ・ 事業所内のごみ・家庭内のごみ  
(会社敷地内のごみ・草・木、産廃物、紙類等は各社で処分をお願いいたします。)
- ・ 草・木・落葉とごみが一緒に入っているもの
- ・ 枝・土・土砂が混じっているもの
- ・ 袋の中身が確認できないもの

## 【 報告書・可燃ごみ・不燃ごみ・キケン物等 】

※こちらの用紙を11/7までに協議会の方へご提出ください。

メールアドレス [jimukyoku@shiroikyougikai.jp](mailto:jimukyoku@shiroikyougikai.jp)

FAX (047) 491-0222

**報告期限 : 11月7日(木) 午後3時まで**

\* 報告期限を過ぎた場合、回収出来ません。期限厳守をお願いいたします。

**回収日 : 11月11日(月) 以降随時回収**

\* 11月11日(月) 午前8時までに指定した回収場所に置いてください。

**企業名 :**

	① 草のみ	② 可燃ごみ	③ 不燃ごみ	④ キケン物
<b>数量</b> (おおよそ)				
<b>回収場所</b> (地図の番号①～⑯を お書きください。)				

\* 報告書記載事項の「数量」は正確な数量ではなく、大体の数で構いません。  
(実際の数が報告された数量と異なっても構いません。)

- \* 道路などにはみ出ている支障のある枝などがありましたら、枝を切らずこちらに記載ください。
- \* 道路や側溝等の傷んでいる場所等がある場合は、こちらに記載してください。